

愛運支局公示第4号
静運支局公示第2号
岐運支局公示第3号
三運支局公示第1号
福運支局公示第4号

公 示

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について、下記のとおり取扱基準を定めたので、公示する。

令和8年7月29日

中部運輸局愛知運輸支局長	小川 賢二
中部運輸局静岡運輸支局長	小中 太
中部運輸局岐阜運輸支局長	横山 義洋
中部運輸局三重運輸支局長	小出 和仁
中部運輸局福井運輸支局長	大木 康夫

記

1. 事前届出書の様式及び添付書類等

（1）事前届出書の様式は、別紙1とし、事前届出書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容能力（余裕面積））を示す書面
- ② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- ③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には車両の収納状況を示す平面図等の書面
- ④ 当該届出が増車の届出である場合には、以下の書面

イ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）

- 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面
- ハ 軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。）を導入する場合は、営業所ごとに配置する軽自動車の台数が「法人タクシー事業の申請に関する審査基準について」（平成14年1月18日付け中運局公示第242号）1.（3）②アで定める導入可能割合の範囲内であることを示す書面並びに導入車両が審査基準を満たすことを挙証する書類（カタログ及び写真等）及び宣誓書
- （2）道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき、事業計画に国土交通大臣が定める区分ごとの数を記載させる地域は、中部運輸局長が別に指定する地域とする。

2. 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに、当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出するものとする。

3. 事前届出書の受理等

- （1）届出書の受理に当たっては、1. の添付書類の有無を確認するとともに、4.（1）～（3）のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法（以下「法」という。）第31条第1号に基づく事業改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。
- （2）届出に係る営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている場合には、当該営業区域内の事業用自動車の合計数が増加となる届出（以下「増車の届出」という。）は受理することができないことから、当該増車の届出を行おうとする者に対して、その趣旨を明確に伝えることとする。ただし、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第3条に規定する事業用自動車に係る増車の届出については、この限りでない。

4. 事業の改善命令等

届出受理後、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合には、事業計画の変更命令を発動することとする。

- （1）当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業区域内における一般乗用旅客自動車運送事業について法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及びこれらに基づく命令の違反により輸送施設の停

止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。

- (2) 営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- (3) 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められるとき。

5. 業務の範囲を福祉輸送サービスに限定した事業を行う者の取扱い

業務の範囲を福祉輸送サービス（「福祉輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（平成16年3月31日付け中運局公示第168号）1.（12）①(イ)に定める自動車を使用して、同公示1.（12）①(ア)に定める者及びその付添人を輸送するサービスをいう。）に限定した事業を行う者（以下「限定事業者」という。）が、一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）を増車しようとする届出を行う場合については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を要するものである場合には、「法人タクシー事業の申請に関する審査基準について」（平成14年1月18日付け中運局公示第242号）及び「福祉輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」（平成16年3月31日付け中運局公示第168号）に定めるところによるものとする。

- (1) 特定自動運行旅客運送を行う場合において、特定自動運行保安員の選任数及び配置場所が輸送の安全の観点から適切でないと認められるとき。
 - ① 届出書に、業務の範囲を限定する旨の条件の解除を申請するものであることを明記させることとする。
 - ② 増車しようとする一般車両の数が、当該増車に係る営業区域（一般タクシーの営業区域。以下同じ）の最低車両数以上である場合に限り、当該条件の解除を行うものとする。
 - ③ ②の条件の解除を行う場合にあっては、当該事業者の営業区域を当該増車に係る営業区域に変更することとする。なお、この場合において、届出前の事業計画における事業用自動車については、一般車両に該当しないものであることから、引き続き、業務の範囲を限定することとするが、営業区域については、届出前の従前の営業区域の範囲を認めることとする。
 - ④ ②及び③については、書面によりその旨を明らかにするものとする。
- (2) 当該増車しようとする一般車両の数が最低車両数未満である場合には、許可に付されている業務の範囲を限定する旨の条件の解除を受けられないこととなるため、当該条件に違反することとなり、法第40条の規定に基づく許可の取消処分等の対象となる旨を説明し、最低車両数以上の車両数で届出を行うよう指導することとする。

附 則

本公示の発出に伴い、以下の公示を廃止する。

平成14年1月30日 愛陸支局公示第4号

平成14年1月31日 静陸支局公示第5号

平成14年1月30日 岐陸支局公示第5号

平成18年9月29日 三運支局公示第13号

平成18年9月29日 福運支局公示第27号